公益社団法人日本栄養士会 特定分野認定制度 2025 年度食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士 更新実施要項

食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士の更新審査は、①更新資格審査、②課題レポート審査により合否が判定されます。

申請にあたっては、本要項に従い以下に記載する書類を提出してください。

1 認定更新に必要な申請資格

食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士の更新を申請する者は、2025年7月末日時点において、次の各項に定める要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 認定期間中に引き続き本会の会員であったこと。
- (2) 認定日以降の活動実践報告書を所定の方法で提出すること。
- (3) 認定日以降に食物アレルギー分野の栄養管理等に関する研究業績及び研究業績等の必要な総単位 10 単位以上を有すること。
- (4) 初回更新までに本会生涯教育基本研修必須 20 単位を修了していること。

2 認定更新対象者

- ・食物アレルギー栄養士(給食管理分野) 認定者(認定期限 2026年3月31の者)
- ・食物アレルギー管理栄養士認定者 (認定期限 2026年3月31の者)
- ※「食物アレルギー栄養士(給食管理分野)」と「食物アレルギー管理栄養士」を取得の者は、 「食物アレルギー管理栄養士」の認定期限が有効となります。

3 申請期間

2025年8月1日(金)~2025年8月25日(月)

・上記の申請期間内に、日本栄養士会ホームページのマイページより、オンライン申請を行って ください。

4 オンライン申請登録

<登録事項>

会員情報の他、認定番号、認定年月日を登録していただきます。

<アップロードする申請書類等>

以下の書類等を PDF 形式でアップロードしていただきます。指定の様式以外は、スキャンもしくは コピー等のうえ、ご提出ください。

- (1) 生涯教育基本研修必須 20 単位取得の記録
- (2) 本制度フォローアップ研修修了の記録
- (3) 更新に必要な総単位数 10 単位以上取得の記録
- (4)活動実践報告:1例

(5) 管理栄養士免許の写し(※該当者のみ)

<更新料の支払>

更新料 5.500 円 (税込)

- ・オンライン申請サイトを参照ください。なお、更新料の支払いに係る手数料については、申請者においてご負担願います。
- ・支払方法は、クレジットカード決済となります。

5 申請書類等記入上の注意事項

- □ 活動実践報告:1例
 - ・ 「活動区分」、「取組項目」の□欄は該当するものに**√**し、該当するものがない場合は、その他に **√**をし、内容を記載してください。
 - 「活動テーマ」に食物アレルギーに関して取り組んでいる業務を記載してください。
 - 「活動時期及び場所、対象」に必要事項を記載してください。
 - ・活動時期については、長期的に取り組んでいる場合は、その期間を記載してください。毎日行っている場合は「常時」等と記載してください。特定の場所や対象が記載できない場合は、イニシャルを用い記載してください。
 - ・「活動内容」については、1.活動の狙い、2.活動の内容、3.自己評価をそれぞれ記載してください。個人が特定できる内容は記載しないでください(例:氏名、採血結果等)。簡潔かつわかりやすい文章とし1枚にまとめ、誤字脱字がないようにしてください。
- □ 生涯教育基本研修必須 20 単位取得の記録
 - ・本会ホームページのマイページより「生涯教育単位」の「基本研修単位の確認」をクリックし、 必須 20 単位の取得をご確認のうえ、印刷 (PDF 保存) してください。
 - ・新しい研修管理システム (manaable) のホーム画面での取得単位の確認は8月からを予定しています。申請期限内に、確認が困難な場合には、事務局までお問い合わせください。
- □ 本制度フォローアップ研修修了の記録
 - ・本会ホームページのマイページより「研修会」の「研修会受講履歴・申込状況の確認」よりフォローアップ研修の「出席」がわかる箇所を印刷(PDF保存)してください。
- □ 更新に必要な総単位数 10 単位以上取得の記録
 - ・下表を確認のうえ、必要書類を用意いただき、アップロードしてください。
 - ・下表の「選択」の内容は、食物アレルギーに関するものに限ります。

	対象の研修会等名	単位	必要書類
必須	本制度フォローアップ研修	2 単位/回	マイページ「研修会受講履歴」を提出
選択	学会参加(日本アレルギー学会、	2 単位/回	参加証のコピーを提出
	日本小児アレルギー学会、日本小		
	児臨床アレルギー学会)		
	食物アレルギー研究会	2 単位/回	
	本会または都道府県栄養士会が主	指定単位	・生涯教育単位付与対象の研修会は、マイペー
	催する生涯教育研修会		ジ「研修会受講履歴」を提出

選択	上記以外のセミナー及び研修会	1 単位/日	・上記以外は、受講票等、内容がわかる書類を提 出
	学会発表	筆頭:3 単位	抄録のコピーを提出 (発表年度、学会名等の記
		共同:1単位	載のある箇所も添付)
	論文	筆頭:10 単位	掲載論文のコピーを提出 (年度、雑誌名等の記
		共著:5単位	載のある箇所も添付)
	<u>依頼原稿**・教科書**・専門誌**</u> への	2 単位	依頼状等のコピーを提出
	執筆・講師		*依頼主が学会や学術団体等であること。また
	本制度 講師	4 単位/90 分	は、臨床栄養などであれば 1500 字程度のもの
			であること。

なお、出力の「研修受講履歴」へは当該単位とする研修会にチェックやマーカーをいれる等、明確に した書類を提出してください。

- □ 管理栄養士免許の写し(※該当者のみ)
 - ・ 管理栄養士の免許を取得されている方は、写しをアップロードしてください。

6 合否通知

合否結果については、2026年3月に申請者本人へ書面で通知します。

7 認定名称の変更について

2022 年度認定制度改正に伴い、更新後に下記の通り認定名称が変更となります。

現在		取得免許	更新後
食物アレルギー栄養士(給食管理分野)	\rightarrow	栄養士	食物アレルギー分野栄養士
/食物アレルギー管理栄養士		管理栄養士	食物アレルギー分野管理栄養士

8 認定者名簿の公表

食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士の認定者名簿は、日本栄養士会ホームページへ掲載して 公表します。

9 更新の延長申請

2020 年度、2021 年度の認定事業延期に伴い、資格更新が困難な方は、認定期限を最大 2 年間 延長することが可能です。当該受付期間に延長申請が必要です。

10 その他

(1)審査に関する情報開示

認定更新にかかる審査委員等については、一切公表しません。また、個人の審査結果の開示も行いません。

(2) 個人情報保護方針

「公益社団法人日本栄養士会 個人情報の保護に関する基本方針」に準じます。

(3) 各種通知書類送付先

当該認定に係り郵送物がある場合には、日本栄養士会マイページに登録の「自宅住所」へ送付します。

(4) その他

既納の更新料はいかなる理由があっても返還いたしません。

11 お問い合わせ

公益社団法人日本栄養士会 「食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士」認定制度担当 〒105-0004 港区新橋 5-13-5 新橋 MCV ビル 6 階

TEL: 03-5425-6555 FAX: 03-5425-6554 e-mail: jda-allergy@dietitian.or.jp 受付時間 月曜日~金曜日(祝日を除く) $10:00\sim12:00/13:00\sim17:00$

- ■マイページの「基本研修単位」「研修会受講履歴・申込状況の確認」の印刷(PDF保存)について
- ① 本会ホームページへログインし、「会員メニュー」よりご確認ください。
- ② それぞれクリックすると記録が表示されます。

必要要件を満たしていることをご確認のうえ、「このページを印刷する」より、各々PDFとして保存してください。



- ■生涯教育基本研修必須20単位取得の確認方法について
- ①「基本研修単位の確認」をクリックすると、上部に 2013 年度以降の単位取得分の合計が表示されています。
- ② 下段の値が 20 以上になっていることをご確認のうえ、印刷 (PDF 保存) してください。



※2025年度4月以降の新しい研修システム「manaable」では、取得単位の確認は8月以降の対応 開始を予定しています。申請期限内に「manaable」での取得単位の確認が困難な場合には、事 務局までお問い合わせください。